

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税・介護保険料の減免について



【問合わせ】 国民健康保険税について：国保年金課 ☎84-0661
後期高齢者医療保険料について：国保年金課 ☎84-0652
介護保険料について：高齢介護課 ☎84-0649



▲国民健康保険税



▲後期高齢者医療保険料



▲介護保険料

減免対象となる世帯(被保険者)

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯(被保険者)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和3年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかの減少額が令和2年の当該事業収入等の10分の3以上と見込まれる世帯(被保険者)
 - ※世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が1,000万円以下であること。(国民健康保険税)
 - ※減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。
 - ※令和2年度相当分の保険税(料)の場合、令和3年を令和2年、令和2年を令和元年に読み替えてください。

減免の対象となる保険税(料)

令和3年度分及び令和2年度相当分の保険税(料)

- ※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来するもの。
 - ※令和2年度相当分の保険税(料)は、令和2年度末に被保険者の資格を取得したことなどにより、納期限が令和3年4月以降に設定されている場合が該当します。
- なお、国民健康保険税は減免の対象となる条件が他にもあるためご相談ください。

申請方法

国保年金課または高齢介護課へ申請書を提出してください。申請には、医師の診断書、収入を証明するものなどの添付が必要です。詳しくは、担当課までご相談ください。

- ※後期高齢者医療保険料の減免については、愛知県後期高齢者医療広域連合で検討されています。詳しくは、国保年金課までご相談ください。

第58回半田市フラワー コンクール審査結果

第58回半田市フラワーコンクールには16件の応募があり、現地審査(4月16日)の結果、次のみなさんが受賞されました。(敬称略)

受賞名・受賞者

◇市長賞

尾形 玲子



◇半田市民憲章実践協議会会長賞

蛭川 友子、稲生 花世

◇半田ライオンズクラブ会長賞

竹内 八重子、平野 ヒトミ

◇努力賞

青木 幸子、鈴木 聡

◇審査員特別賞

有脇真古酌薬師水再生委員会

上池区、伊藤 久子

◇問合わせ

都市計画課 ☎84-0665